

申 請

令和 4 年 3 月 2 5 日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣 岸田 文雄 様

宮城県知事 村 井 嘉 浩

原子力災害対策特別措置法（平成 1 1 年法律第 1 5 6 号）第 2 0 条第 2 項に基づく
令和 4 年 2 月 9 日付け指示について、下記のとおり申請する。

記

- 1 次に掲げる品目について出荷制限を一部解除すること。
宮城県丸森町（旧金山町，旧舘矢間村及び旧大張村の区域に限る。）において産出されたたけのこのうち，別紙の出荷・検査方針に基づき非破壊検査を受け、基準値以下であることが確認されたたけのこ
- 2 解除を申請する理由
制限地域のうち宮城県丸森町（旧金山町，旧舘矢間村及び旧大張村の区域に限る。）における出荷・検査体制が整ったため

出荷・検査方針

1 対象範囲

丸森町（旧金山町、旧館矢間村、旧大張村）

2 放射性物質検査

宮城県（以下、「県」という。）と丸森町（以下、「町」という。）は連携し、下記の検査を実施する。

(1) スクリーニング検査

町又は町が委託する者は町内に設置した非破壊式放射能測定装置（スクリーニングレベル 54Bq/kg）により、全量につき、出荷前にスクリーニング検査を行う。

- ① 放射性セシウムの検査結果がスクリーニングレベル 54Bq/kg 以下の場合は、検査したたけのこを出荷しても差し支えないものとする。
- ② 放射性セシウムの検査結果がスクリーニングレベル（54Bq/kg）を超過した場合は、町が自ら又は町が委託する者が廃棄処分を行い、県が全量処分したことを確認する。

なお、スクリーニングレベルを超過したたけのこについて、県は原子力災害対策本部の「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づくモニタリング検査に必要な検体について精密検査を実施し、精密検査後の検体は廃棄処分とする。

(2) 精密検査

県は出荷前にスクリーニング検査を実施した 3 検体以上について精密検査を行い、非破壊式放射能測定装置で測定したものが基準値以下であることを確認した上で出荷する。

(3) 定期的検査

県は出荷期間中に週 1 回程度スクリーニング検査を実施した 1 検体について精密検査を実施する。

(4) 検査の管理

県は、たけのこの全数検査が適正な方法で行われるよう、町と連携し、非破壊検査に係る検査業務研修を開催等の検査の業務管理を行う。

町は採取者単位での採取量を確認し、県と協議の上、検査の実施計画を作成する。

3 出荷管理

(1) 採取・出荷者の管理

町内でたけのこを採取し、販売を目的とする出荷を行う者について、県は町と連携し、採取地、出荷先等を記録した出荷者管理台帳を整備する。

採取・出荷者情報に変更があった場合はその都度台帳及び登録書を更新する。

(2) 出荷・販売管理

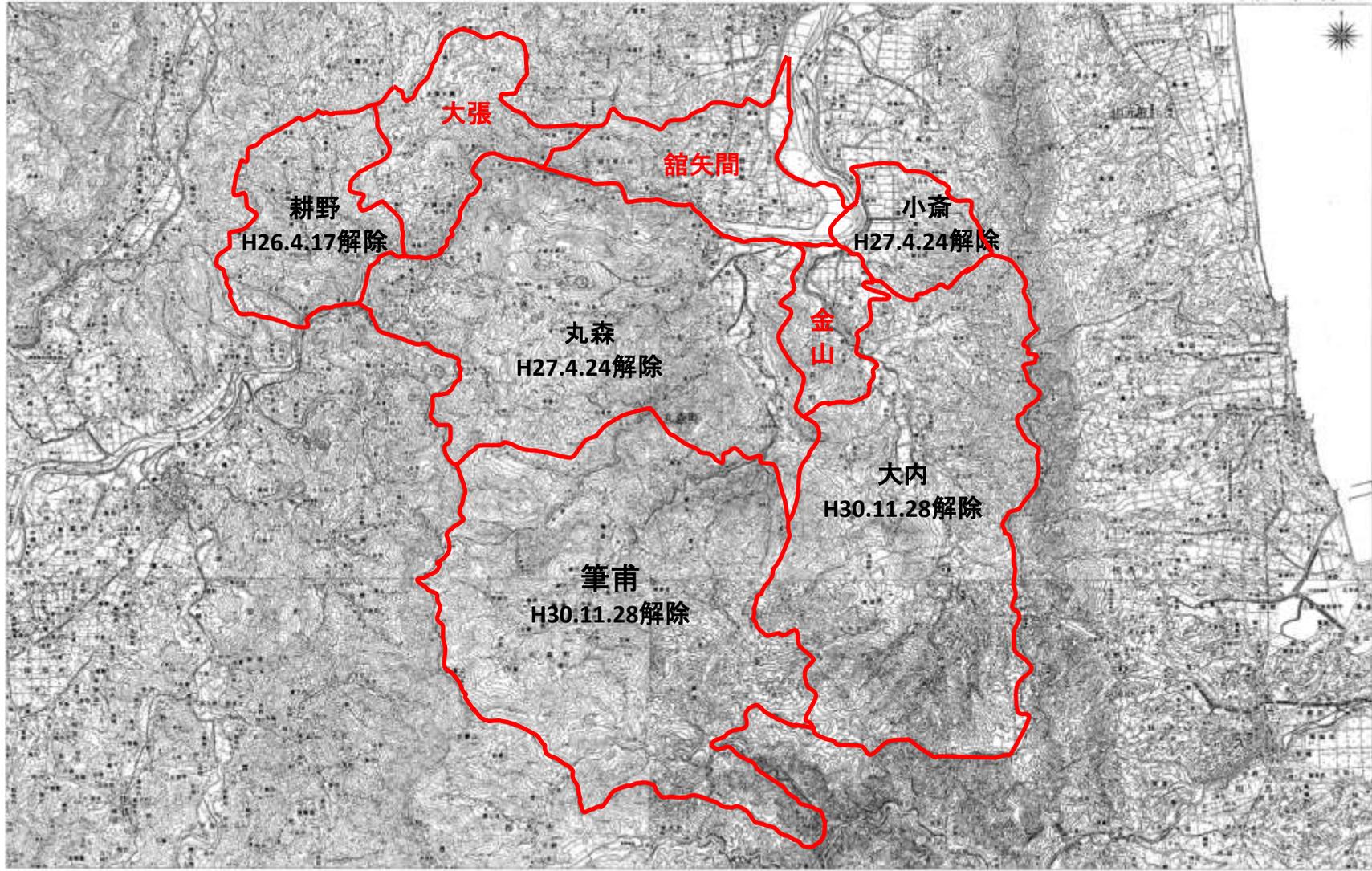
- ① たけのこの販売を目的とする採取・出荷は、台帳に登録された採取・出荷者に限定し、販売は、登録された販売施設等に限って販売する。
- ② スクリーニング検査の結果、スクリーニングレベル以下であることが確認されたたけのこのみを出荷可能とし、出荷に当たり、県、町は全てのたけのこのについて販売単位毎に検査番号による管理を行い、これを記した出荷・販売台帳を作成する。採取・出荷物の包装パッケージ等に、販売単位毎に品目、採取地（旧町村単位）、採取者の住所・氏名、検査番号及び放射性物質が基準値以下である旨を表示する。
- ③ 町又は町が委託する者はスクリーニングレベルを超過したたけのこが誤って出荷されないよう、検査番号等を元に検査結果と現物を照合し、廃棄したことを確認する。
- ④ 県と町は、販売施設等に対し、たけのこの入荷の際は台帳登録者の検査済み出荷品であるか確認するとともに、入荷したものが台帳登録者以外の出荷品であることが判明した場合は、町に報告するよう依頼する。また、定期的な巡回を行い、適切な出荷管理が実施されているか確認する。
- ⑤ 町は、販売を行わない直売所、小売店、JA、町場等にも販売管理情報を提供し、認証登録者（登録出荷先）検査済み出荷品以外の販売が行われないようにする。

4 関係者への周知

県は町と連携し、消費者・流通業者等に対して適時・的確に検査結果などの情報を提供する。また、本計画の内容について、採取・出荷者、流通業者等に周知を図るとともに、関係機関・団体に協力を求める。

丸森町(旧町村別)位置図

(解除申請地区:旧金山町,旧館矢間村,旧大張村)



たけのこの出荷管理の考え方（宮城県）

出荷制限解除後に基準値を超過するたけのこが出荷されないよう、出荷に関して以下の対策に取り組む

たけのこの出荷者管理及び出荷管理

- 1 目的**
出荷管理を徹底し、安全なたけのこの流通を図る
- 2 対象者**
丸森町内（旧金山町，旧館矢間村及び旧大張村に限る。）でたけのこを出荷・販売目的で採取・出荷する者
- 3 出荷者の管理**
 - （1）採取地，出荷先，検査結果等を記載したたけのこ生産者管理台帳及びたけのこ出荷・販売台帳の整備
 - （2）記載事項の変更があった場合はその都度変更する
- 4 出荷管理**
 - （1）出荷先・販売先を限定し，それ以外のところには出荷しない
 - （2）宮城県は，たけのこ生産者管理台帳に登載した出荷者を丸森町に通知する。
 - （3）出荷物に品目，採取地，採取・出荷者住所・氏名，検査番号を表示する
 - （4）販売を行わない直売所，小売店，JA，町場等にも販売管理情報を提供し，協力を要請する

■ 出荷者登録から出荷・販売の流れ

